平成28年度外務省調達改善計画の年度末自己評価結果 (対象期間:平成28年4月1日~平成29年3月31日)

平成29年7月3日 外務省

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年 度に開始し た取組	実施した取組内容	目標の進 捗状況 (※2)	取組による 削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
A ⁻	3. 共通的な取組 (1) - 者応札の改養 (功・無対しな力改養) の物品別業発を中心に事業者の十分な準備期間を設ける等の内容の見直し。 〇単年度ことの一帯応札案件ともに、複数年度にわた。 一者応札案件を対象に、事業者ヒアリング等により、要 因を分析し、見直し。 〇契約監視委員会における事後検証。		これまで、単年度ごとに一者応札で受注し ている案件を対象に、事業者とアリング等に より要取を分析し、資格要件を緩和する等 の改善を実施するとともに、複数年度にわ たって譲続して一者応札となっている案件に ついても同様の分析・改善を実施。	А	-	保が図られた。結果、平成28年度に契約した、複数年度にわたって連続して一者応札		引き続き、一者応札の改善を実施する。 また、取り組みの公表を行い、今後の契約 案件については、課題をも辞まてで改善を 図り、引き続き競争性の確保に努めていく。
В	(2)地方部局等における取組の推進 〇地方部局において、引き巻き、同一合同庁舎又は近隣 官署との共同調達を実施。		個別の案件ごとに同等品等を活用する等 の仕様の点検・見直しを実施している。	А	-	地方支分部局である大阪分室において は、同一合同庁舎に入居する官署とコピー 用紙の共同選連を実施し、沖縄事務所にお いては、近隣官署と事務用消耗品及びコ ピー用紙の共同調達を実施済み。	納入場所数による経費削減を実施するためには、追加的に生じる調達品の職員による仕分け作業の効率化を図ることが課題となっている。	全ての地方支分部局で共同調達が導入されたが、引き続き、必要な検討を行っていく。
В	(3)電力調達の改善 〇移行が未完了となっている小規模庁舎について一般 競争への移行を検討。		小規模庁舎の電力調達について一般競争 への移行を検討。	А	_	外務本省及び外務省研修所他の電力調達について順次一般競争へ移行しており、 複数者による応札により調達している。	-	未完了となっている小規模庁舎について は、平成29年度から一般競争への移行を実 施予定。
А	4. 重点的な取組 随意変数約の見直し の競争性のある調達の可能性の精査を推進。 の随意契約によらざるを得ない契約でも経済性を確保。 の契約監視委員会における事後検証。		「公共調達の適正化について(平原18年8 月25日付財計2017号)」に基づき、「競争性 のない随意契約1に係る契約の公表を行った。 また、今般の「調達改要計画」に任う随意 契約見直、の関連なから、平成26年、27年度 にわたり服意契約となっている案件の完い 出しを行い、可能な案件については競争人 札に移行した。	А	-	実施者が限られた要因の分析、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段の検 計等を行うなど、競争性のある契約を推進。 また、随意契約における透明性の確保へ 向けた公表を実施。	律的な見直しの親点を設けることが困難であり、案件の性質に応じた取組を行って行く必要がある。	高は検急「顕達改善計画」に基づ公表に より、実施の配置に接き、実施者が開られた 要因の分析、今後の契約に向けて有利な奏 特を引き出す手の収割等を行っていく。 随意実動については、引き検急、その透明 性の確保、性質にび上別り組みでいくとともに、調達方式の改善が可能と認めら などもれた。無については随時それを実行してい くとともに、調達方式の改善が可能と認めら れた案件については随時それを実行してい く。
	5. 継続的な取組 (1) 汎用的な物品、役務 〇仕様の見直し。 〇規模の経済性を活用。 〇契約監視委員会における事後検証。		個別の案件毎に同等品等を活用する等の 仕様の点検・見直しを実施している。		-	a) 仕様の見直し 外交行後の発受業務について、従来、各 在外公館において個別に契約していたもの を本省における契約に執っることにより、 在外公館における契約事務及び支払等の 事務の軽減が図られた。	-	引き続き、調達改善を推進していく。
А				А	-	b)共同顕達の活用 当省は、財務省・農林水産省・経済産業省 とグループを形成し、以下の9品目の共同 領連を実施して、(実施品目) (1 事務用清耗品 (2 報類(コピー用紙を除く) (3) 〇A機線用消耗品 (5) 次書傳書品 (5) アイレットペーノー (7 歳光灯 (8) 自動車揮発油等 (8) のリーニング	納入場所数による経費削減を実施するためには、追加的に生じる顕著品の職員による仕分け作業の効率化を図ることが課題となっている。	引き続き、品目の拡大等の検討を行ってい く。
	(2)システム関係経費 〇システム積合等を図ることによる競争性向上。 ○競争性のない随意契約を見直し。 ○随意契約によらざるを得ない契約でも経済性を確保。 ○契約監視委員会における事後検証。		CIO、CISO補佐官の調達プロセスへの関 与については、従来からの会計課決裁の前 段階での仕様面の内容、単価、工教等の妥 当性の書音に加え、予算要求作果開除に際 し、ヒアリンが実施されているに、調達改 書計画を踏まえ、顕遠計画の企画、随意契 約の相手方との事前の打ち合わせへの参 加等を実施した。		-	a)国庫債務負担行為の活用 国庫債務負担行為による複数年度契約 を活用した一般競争入札を実施するべい 野を機能した結果、年度ごに上契約していた (領事業務情報システム(領事情報データ管 理システム等の統合)について、国庫債務 負担行為による複数年度契約を活用した一 般競争入札を実施した。	契約の性質が案件ごとに異なるため、一 律的な意恵しの観点を設けることが困難で ある。	引き続き、システム関係経費の調達改善を 推進していく。
А				В	-	b)調達事務の効率化 入札公告等の調達事務において、より一 層の業務効率化に資するため、電子調達シ ステム及び物品管理システムを導入し、省 内及び部内説明会を実施し、更なる効率化 を図っている。		
					-	c)発注単位の見直し 業務発生の都度契約していた「海外出張 者用WI-FIルータの借り上げ」について、契 約を案件単位から局課単位とすることによ り、業務効率化を実施している。		
В	6 その他の取組 (1)調達改善環境の階度(職員のスキルアップ等) (到達手続に関する智熱 ()各種マニュアル類の改訂を、引き続き実施し、調達 手続に対する智熱度を向上。		a)人事評価制度の有効活用 人事評価制度に基づく評価が予定どおり に実施されている。	В	-	業務合理化やコスト意識向上に資する業 務目標を立てられる基盤整備がなされてい る。	-	引き続き、担当部局との間で適切な実施が なされるよう必要な調整を進めていく。
В	②調達改善/ウハウの向上 各種調達情報を活用し、調達改善に資する/ウハ ウの蓄積・向上。		り調達等の専門変養成 ①研修の強化等 引き物と10月6日開催の省内向け会計開 研修において、講義内容として「調達の改善に関する取組と実施した。 また、電子順達システム及び物品管理システム及び物品管理システム及び物品管理システム及び物品を登 また、電子順達システム及び物品時間発 を、6月、1月、2月、3月に実施した。		-	研修の強化により、職員の業務合理化やコスト意識の向上を図る。	-	引き続き、研修の強化に努める。
В	③開達等の専門家養成 ③別達等の専門家養成 (7)別き続き、調達事務に携わる職員等について、 研修の受験を通し、調達業務の能力を向上。 (7)府省共通システム導入に伴う新たなシステムの 研修を平成28年度においても実施。		②マニュアル等の作成・更新 電子調道システム及び物品管理システム の導入に伴い、省内及び部内向けマニュア ルを作成した。 1月、3月に電子調道システム及び物品管 理システムの省内及び部内向けマニュアル を更新した。	А	-	契約手続き及び物品調達業務の関係書類を確準化すること等により、契約担当者等の事務の効率化を図った。		引き続き、マニュアルの拡充に努める。 また、引き続き、入札手続き関係書類の章 機を行い、契約出書等における事務効率 の向上に取り組んでいく。
В	④人事評価制度の有効活用 これまでも能力評価の一基準として「業務合理化」 を掲げ、コスト削減整額を持った効率的な業務運営が人 事評価に原始された組織を変形力、引き続き、右取組が適切に実施されるよう省内開知に努 め、職員のコスト意識を向上。							

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年 度に開始し た取組	実施した取組内容	目標の進 捗状況 (※2)	取組による 削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
	(2)超速性報の公開 〇外務省HPにおいて、契約情報を公表しているが、今 後とも、仕様書の公表を適し、専業者の利便性及び新規 参入者を促進。		外務省HPにおいて、契約情報に係る公表等を行ったほか、調達に係る仕様書、契約書等を公開した。 また、一般競争入札等に係る仕様書、契約書等については、電子調達システムでの公開に順次移行中。	А	-	契約情報、仕様書等を公表することで透 明性を図ったほか、一般競争入札等におけ る新規参入を促した。	-	引き続き、各種取り組み等を公表すること で透明性を図る。
	7 実施状況の把握及び自己評価 〇実施において明らかになった課題を四半期ごとに把握 し、指針の改定、所要の見面しを実施。 の上半期及び年度末に、実施において明らかになった課 題を座り込んだ自己評価を実施し公表。		○実施において明らかになった課題を四半 期ごとに把握し、指針の改定、所要の見直 しを実施。 〇上半期及び年度末に、実施において明ら かになった課題を盛り込んだ自己評価を実 施し公表。	А	-	-	-	○実施において明らかになった課題を四半 期ごとに把握し、指針の改定、所要の見速し を実施していく。 ○上半期及び年度末に、実施において明ら かになった課題を愛り込んだ自己評価を実 施し公表していく。
	8. 調達改善の実施体制 (1) 外及金額達改養推進于—」 〇の官房長を結構任義とする「額達改善推進チーム」を 設置し、計画の繁定、進捗把握・管理様を実施するため 日本明教会を開催。 〇 日半期終了後及び年度終了後における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表。		契約監視委員会の開催にあわせてデーム 会合を開催した。 4月13日会合において、第33回契約監視 委員会の議題として、「平成23年度開達改善計画」の説明を行うことを確認した。 6月15日会合において、第340契約監視 委員会の議題として、「平成27年度年間年 民末自己評価報見、の報告を行うことを確認した。 9月30日会合において、第35回契約監視 委員会の議題として、軍点的に助達改告うことを確認した。 12月19日会の議立として、軍九次23年度上の報告を行うことを確認した。 12月19日会会において、第37回契約監視 委員会の議立として、「平成23年度上で、 4月19日会合において、第37回契約監視 受員会の議立として、「平成23年度上で、 6月28日会合において、第37回契約監視 受員会の議立として、「平成28年度年度末 6月28日会合において、第37回契約監視 受員会の議立として、「平成28年度年度末 6月28日会合において、第37回契約監視 受員会の議立として、「平成28年度年度末 6月28日会合において、第37回契約監視 受員会の議立として、「平成28年度年度末 日記書師輔業」の報告を行うことを確認した。 6月28日会合において、第37回契約監視 受員会の議立として、「平成28年度年度末 日記書師輔業」の報告を行うことを確認した。	А		一者店札や随意契約の状況等について確 認するとともに、契約監視委員会委員から 聴取した意見を踏まえ、今後の改善計画の 更なる効果的な実施し資する意見を聴取す ることができた。	-	今後、契約監視委員会を踏まえて、調達改 等に関する取組を推進していく。
	(2)外部有識者の活用(外務省契約監視委員会) 〇調達改善推進チームにおいて助りまとめた計画及び 核証結集等について、外部有識者により構成される「臭 財監視委員会」に対し、民間における取材など第二章的 な視点からの意見を求める。 なお、必要な場合には、計画に反映させ、その内容を 公表。		第33回会合(4月18日)において、「平成28 年度調達改書計画」は、「平成27年度外落 名調達改書計画」は、「平成27年度外落 名調達改書計画」、右「上半期自己評価結 議者」、記明、また、重点的に調達改善に設明、また、重点的に調達改善に 議者、記明、また、重点的に調達改善に 報子を踏まえて、電子である。 第34回会合(6月20日)において、「平成27 年度年度末自己評価結果」を委員に報告、 第34回会合(6月20日)において、「平成27 年度年度末自己評価結果」を委員に報告、 第35回会合(6月20日)において、「重点 に調達改善」に取り組合が野等の競点から 日間達改善」に取り組合が野等の競点が会 第350回会合(6月18日)において、「平成28 年度年度上報自己評価結果」を委員に報 第350回会合(6月18日)において、「平成28 年度年間と音楽記した」と表見を 第350回会会(6月18日)において、「平成28 年度年間上日常経過一度。「平成28 年度年間自己評価結果」と委員に報 年度年間自己評価結果とを委員に報告、また、 第350回会(6月28日)において、「平成28 年度年間自己評価結果とを責し報告、また 生産調達改善に受員と問題、また、 第350回会(6月28日)において、「平成28 年度年間自己評価結果」と委員に報告、また 生産者の記述の書とを表し、第45 年度年間自己評価結果とを責し、報告、また 生産者の記述改善に表現を と、これ、日本の記述の書	А		「調達改善計画」の説明、報告を受けて、各委員との契約監視委員会の取り組みにつき、改めてその職者が図られたとさに、署議においてはまなの書類を記し加え、「調達改善計画」の策定に伴い、重点的に調達改善計画」の策定に伴い、重点的に調達改善計画」の策定に伴い、重点的に調達なる。	-	調達の改善に関する取り組み状況等に対して特に改善を要する意見等はなかったが、引き続き、要員の知見等を踏まえ、調達の改善を推進していく。
	(3)内部監査の活用 〇内部監査を活用し、計画の進捗把握・管理様が適正に 行われているかどうか評価し、調道改善を推進。		「調達改善計画」に対する自己評価の進捗 把握のために関係者でにアリングを行い。を 体的な通券状況を共有。 また、調達における適比な事務手続きの 機保等の一環として、引き続き、随意契約に おける書面監査を実施。	В	-	右一連の取り組みにより、「調達改善計 面」の進捗状況の共布を図るとともに、改め で会計事務起当ればかる対法令等連 守、道正への再確認が図られた。	調達手法の多様化(共同調達,カード決済等)による内部監査手法・体制の充実・強化 を図る必要性。	引き続き、内部監査を活用し、調達の改善 を推進していく。
	9. その他 (1)取組状況等の公表 〇計画に関する取組状況等については、外務省HPにお いて公表。		「調達改善計画」及び「契約監視委員会」の 取り組み内容をHPにおいて公表した。	А		右一連の取組により、「調達改善計画」の 進捗状況の共有を図るとともに、あらためて 会計事務担当者における会計法令等遵守、 適正への再確認が図られた。	-	引き続き、各種取り組みを公表することで 透明性を図る。

〇その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

難易度 (※1)	平成28年度 に開始した 取組	実施した取組内容	取組による 削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応	
		〇カード決済 本省庁舎内の水道料金の徴収について、 カード決済を導入。	-	食堂運営業者、売店等からの現金の徴収・取りまとめ 及び銀行へ直接出向いての支払手続きが省略できた。	-	引き続き、カード決済を実施する。	
		○国庫債務負担行為 複数年度契約の活用。	-	上半期において、複数年度にわたって事務・事業を実施することに合理性が認められる事務機器借入等23件に活用した。	-	引き続き、国庫債務負担行為の活用を推進する。	

(※2) A:(定量的な目標)目標達成率90%以上 (定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組 B:(定量的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組 B:(定量的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組 C:(定量的な目標)目標達成率90%未満 (定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

2/3ページ

外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:平成28年4月1日~平成29年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【中里 実・教授(東京大学大学院法学政治学研究科)】 意見聴取日【平成29年6月28日】							
意見聴取事項	意見等	意見等への対応					
○調達改善の実施。	性について、公正中立の立場から審査し、意見具申を行っ	〇引き続き、案件ごとに調達方式を精査し、事業の目的や 実施内容にあわせた適切な契約を締結することに努めて 参りたい。					
外部有識者の氏名・役職【中谷 和弘・教授(東京大学大							
意見聴取事項	意見等	意見等への対応					
○情報セキュリティ対策。	〇独立したセキュリティ対策をとっているが、他業務との対策を施す等調達の工夫が必要なのではないか。	〇システム内容により作成業者が異なるため、システム毎 に必要な防御を行う必要があるが、引き続き効果的な対策 に取り組んで参りたい。					
外部有識者の氏名・役職【三笘 裕・弁護士(長島・大野・常松法律事務所)】 意見聴取日【平成29年6月28日】							
意見聴取事項	意見等	意見等への対応					
○成果物の比較検討。	○評価調査の結果は毎年同じ者に同じ単価で行わないと 調査結果が比較できないのではないか。	○業務仕様書により、同一業者でなくても調査の連続性を 保つよう工夫しているが、御指摘の点を踏まえ、引き続き仕 様書の精度を高める努力をして参りたい。					
外部有識者の氏名・役職【宮本 和之・公認会計士(宮本							
意見聴取事項	意見等	意見等への対応					
○随契による競争性の担保。	〇随意契約による会議開催業務の契約であるが、競争性をどのように担保し、無駄な経費を計上しないようにしているのか。	○緊急随意契約による会議開催業務であったが、競争性を 担保するため4者から同一の仕様、条件の下に見積書を入 手した。御指摘の点には十分留意し、より廉価な見積額を 提示した相手と契約した。					
外部有識者の氏名・役職【門伝 明子・弁護士(エンデバー法律事務所)】 意見聴取日【平成29年6月28日】							
意見聴取事項	意見等	意見等への対応					
○備品配備の必要性。	〇医務官室用備品は公館によっては使用されない備品があると思うが、使用状況の把握や参考銘柄の見直しを行う等調達に生かされているのか。	〇結果的に使用しない備品もあるが、使用・不使用を事前に予想することはできないため、何が起こっても対応できるよう一通り最低限のものはそろえる必要がある。他方で、設達する備品は毎年見直しているので、御意見も踏まえて調達する備品をよく精査して参りたい。					